

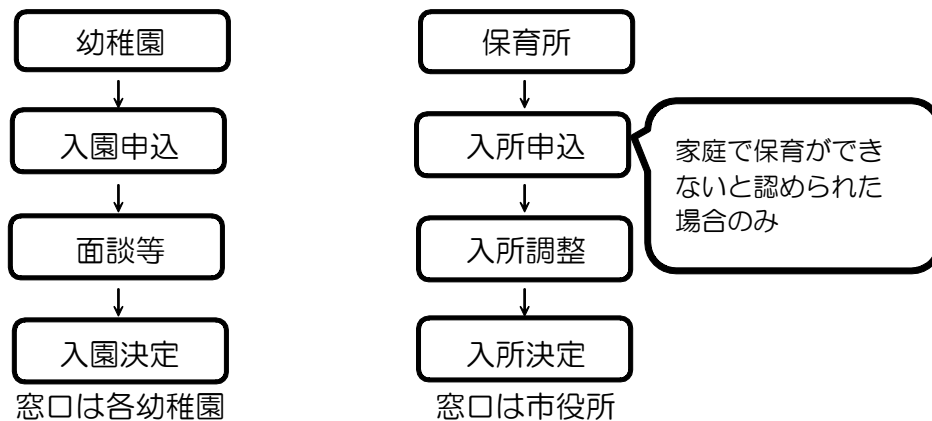
子ども・子育て支援新制度に伴う新しい基準について

1. 子ども・子育て支援新制度での市町村の役割

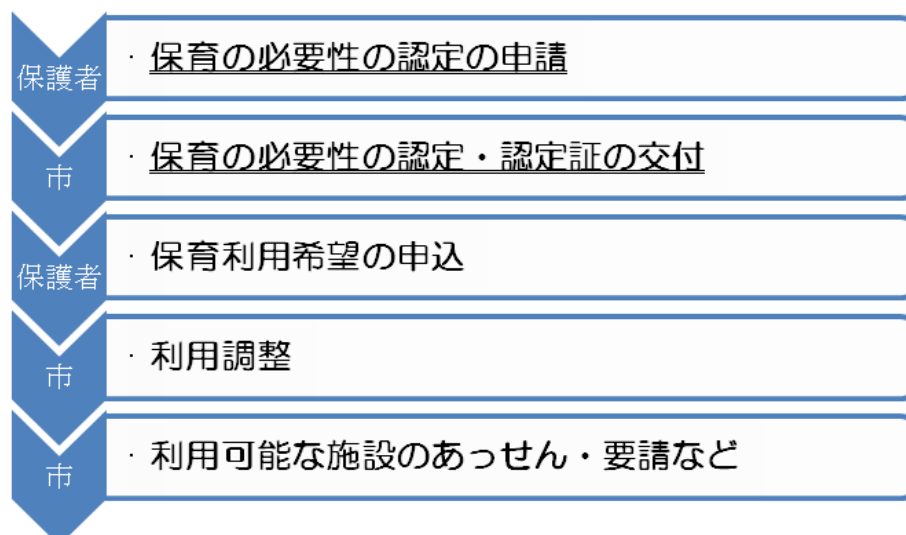
| 役割 | 対象 | 内容 |
|------------|-------------------------------------|--|
| ①保育の必要性の認定 | 子どもとその保護者 | 施設・事業を利用するために、家庭の状況に応じて、保育の必要性を認定する。 |
| ②確認 | 施設・事業 | 利用定員の設定をして、運営基準を満たし、施設・事業者が給付の対象となるかを確認する。 |
| ③認可 | 地域型保育事業の施設・事業のみ ※教育・保育施設： 県認可 | 事業を行う際に、基準を満たし給付の対象となる施設・事業であると認可する。 |

2. 保育の必要性の認定について

(1) 現行、幼稚園・保育所に入園等するときは…



(2) 新制度では、市立・私立の施設を問わず、市町村が申請窓口になる。
入所希望者は…



子どもや子育て家庭の状況に応じて、3つに分類し必要な支援を行うことになる。

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1号認定（満3～5歳） | 2号認定（満3～5歳） | 3号認定（満0～2歳） |
| 保育の必要性なし | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり |
| 学校教育 | 保育+学校教育 | 保育 |

施設・事業の利用には、必ず保育の必要性の認定を受ける必要がある。利用調整は、市町村がこれまで同様に行うことになる。

（3）保育の必要性の認定基準

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定し、給付する仕組み。国が以下3点の基準を策定し、市町村が条例等を制定する。

| ①事由 | ②区分（保育必要量） | ③優先利用 |
|--|--|--|
| 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障がい 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 <u>求職活動</u> 7 就学 8 <u>虐待やDVのおそれがあること</u> 9 <u>育児休業取得時に、既に保育を利用していること</u> 10 その他市町村が定める事由 | 1 保育標準時間（11時間） 2 保育短時間（8時間） ※市町村は、保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定をする必要がある。 <u>月48時間以上64時間以下の範囲で、地域の就労実態等を考慮して定める。</u> | 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障がいを有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由 |

3. 確認制度について

（1）施設・事業者に対する給付とは…

＜新制度での施設又は事業の名称＞

| | |
|---|---|
| 教育・保育施設 | 地域型保育事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業（新設） ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業（新設） ・事業所内保育事業 |

教育・保育施設及び地域型保育事業対して、市町村が行う財政支援のこと。

「給付費※」＝「公定価格」－「利用者負担額（保育料）」

市町村は、教育・保育施設及び地域型保育事業が財政支援の対象になるか確認する必要がある。

※私立保育所は、委託費として支給する。

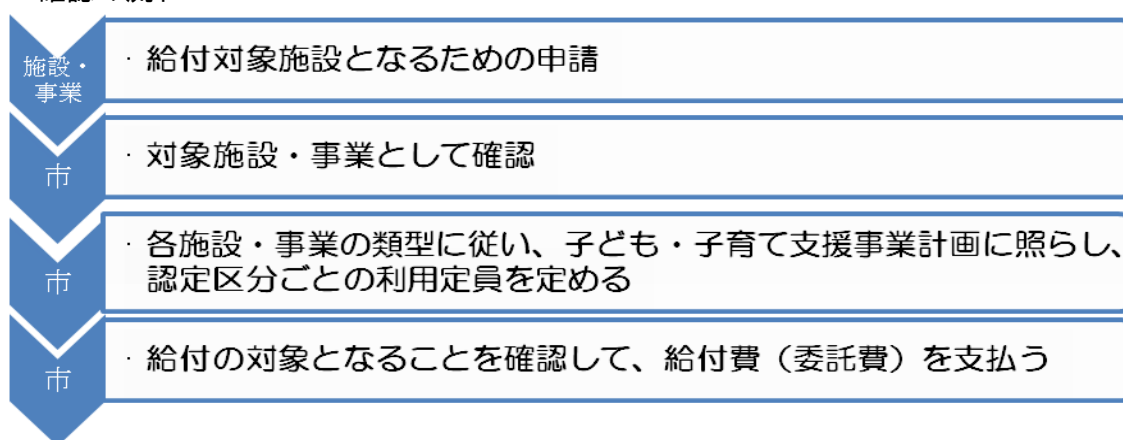
(2) 確認制度とは…

新制度の給付対象となる施設・事業所の要件

- ・学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていること
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすこと

施設・事業者が給付による財政支援の対象となるため、施設・事業の利用定員の設定と、運営基準を満たしているか確認することを「確認制度」という。新制度のもと、事業を行うにあたり、必ず確認を受ける必要がある。

《確認の流れ》



(3) 運営基準について

定員のほか、業務管理体制や情報公表等に関するルールを定めることとなる。国の定める従うべき基準と参酌すべき基準に分けて検討する。

| | |
|---------|------|
| 施設・事業 | 確認権者 |
| 教育・保育施設 | 市町村 |
| 地域型保育事業 | 市町村 |

市町村は、教育・保育施設、地域型保育事業のそれぞれの条例を策定する必要がある。

※市町村は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

4. 認可について

(1) 認可基準について

事業を行う際に、学校教育法・児童福祉法等に基づく認可基準を満たすことが必要である。認可基準として、職員数や資格、面積や各種設備などの基準を定めることとなる。国が定める基準を踏まえ条例として策定する。

| | |
|---------|------|
| 施設・事業 | 認可権者 |
| 教育・保育施設 | 都道府県 |
| 地域型保育事業 | 市町村 |

市町村は、地域型保育事業の認可基準を定める必要がある。詳細は、国に従うべき基準と参酌すべき基準に分けて検討する。また、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要である。

(2) 地域型保育事業とは

児童福祉法に位置づけられた市町村による認可事業で、地域型保育給付の対象として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みである。対象児童は、原則0歳児～2歳児である。

地域型保育事業のコンセプト

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

| 種類 | 特徴 | 規模及び利用定員 | 場所 |
|-----------|--------------------------------------|--|-----------------------|
| 家庭的保育事業 | 家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する。 | 5人以下 | 家庭的保育者の居宅その他さまざまなスペース |
| 小規模保育事業 | 比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する。 | 6人～19人まで | 施設などの様々なスペース |
| 事業所内保育事業 | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援として実施する。 | 様々（数人～数十人） 事業所の従業員の子どもに加え地域の保育を必要とする子どもも対象。 | 事業所その他様々なスペース |
| 居宅訪問型保育事業 | 住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。 | 1対1が基本 | 利用する保護者・子どもの居宅 |

これらの事業を利用する際も、新制度では給付を受けることができる。

※認可外保育施設においては、新制度で給付対象となるためには、経過措置のある5年間の間に教育・保育施設または地域型保育事業に移行する必要がある。